

総務委員会資料

教 育 委 員 会

令和7年12月12日・15日

1 条例案

第151号議案 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を
改正する条例 P 1

第168号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する條
例の一部を改正する条例 P 3

2 一般事件案

第157号議案・第158号議案 公の施設の指定管理者の指定について P 5

3 予算案

第142号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号） [関係分] P 6

4 報告事項

(1) 令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について P 8

(2) しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版骨子案について P 18

(3) 小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）の対応について P 22

(4) 県立図書館の改修等について P 23

(5) 文化財（登録有形文化財）の登録について P 24

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）の施行並びに国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し並びに人事委員会の報告及び勧告を受けて、県立学校及び市町村立学校の教育職員並びに専門的教育職員の給与について所要の改正を行う必要がある。

2 一部改正が必要となる条例

- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号。以下「特別措置条例」という。）
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立条例」という。）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立条例」という。）
- ・ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号。以下「特勤条例」という。）
- ・ 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員条例」という。）

3 条例の概要

(1) 納特法等一部改正法の施行等に伴う改正

ア 教職調整額の改善（特別措置条例の改正）

時間外勤務手当の代わりに給料月額の4%を一律に支給するもので、現行の4%から毎年1%ずつ段階的に10%まで引上げ

イ 管理職への本給加算（県立条例及び市町村立条例の改正）

教職調整額が支給される主幹教諭、教諭及び講師と教職調整額が支給されない校長及び教頭との間で本給が逆転しないように本給への加算を実施

ウ 義務教育等教員特別手当の縮減（県立条例及び市町村立条例の改正）

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨に照らして教育職員のみに支給するもので、教職調整額の引上げ等を踏まえ、現行の手当額を2/3程度に縮減

エ 学級担任への加算（県立条例及び市町村立条例の改正）

学級担任としての職務の重要性や負荷を考慮して、義務教育等教員特別手当へ1人当たり月額3,000円を限度として加算

オ 多学年学級担当手当の廃止（特勤条例の改正）

複式学級を主として担当する教員に日額290円（2学年担当の場合）を支給するもので、学級担任への加算措置を踏まえて廃止

カ 教員特殊業務手当の単価改定（特勤条例の改正）

児童若しくは生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務に従事した場合の手当の単価を1日につき7,500円から8,000円に改定

キ 業務量管理・健康確保措置の実施に関する規定の整理（特別措置条例の改正）

見出しを改正

(2) 給特法等一部改正法の施行等に関連する所要の改正（職員条例の改正）

専門的教育職員（指導主事及び社会教育主事）への本給加算

- ・ 給特法等一部改正法の施行等により、学校現場の校長及び教頭と教育庁等勤務の校長級及び教頭級の専門的教育職員との間で年収差が拡大するため、校長級及び教頭級の専門的教育職員にも学校現場の管理職と同等の本給加算をするよう規定を改正

4 施行期日

令和8年1月1日から施行する。ただし、3の(1)のキについては、令和8年4月1日から施行する。

5 その他（条例外事項）

給特法等一部改正法の施行等により教員全体の給与が見直されることを踏まえ、高校で通級指導を本務とする教員について、特別支援教育に従事することを本務とする他の教員と同様に給料の調整額の支給対象とする予定

**県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例**

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、再任用教育職員の処遇の改善を図るため、再任用教育職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行う。

2 人事委員会の報告（概要）

- 正規職員の人材確保が困難な状況が続く中で、長年培ってきた能力や経験を有する再任用職員の重要性は高まっている。
- 定年引上げ職員が正規職員と同じ4.4月であるのに対して再任用職員は2.3月となっている。
- 特に再任用教員は担任などの困難な職務を担っているにもかかわらず、高齢層の職員間で給与差が存在する状況となっており、改善を要する喫緊の課題である。
- 少なくとも、期末手当及び勤勉手当について、所要の改善を検討する必要がある。

3 改正内容

再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数について、令和8年度から次のとおり改定

(1) 学校でフルタイム勤務する再任用教育職員

正規職員並みに引上げ

区分	現行 (A)	今回の改定後 (B)	引上げ月数 (B-A)
期末手当	1.275月	2.45月	1.175月
勤勉手当	1.075月	2.05月	0.975月
合計	2.35月	4.50月	2.15月

(2) (1)以外の再任用教育職員

職員の給与に関する条例の適用者を受ける再任用職員と同じ月数の引上げ

区分	現行 (A)	今回の改定後 (B)	引上げ月数 (B-A)
期末手当	1.275月	1.775月	0.500月
勤勉手当	1.075月	1.575月	0.500月
合計	2.35月	3.35月	1.00月

4 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】

1 今回の処遇改善の効果等

定年引上げ教員と暫定再任用フルタイム教員では、職務内容は変わらないにもかかわらず、年収に大きな差がある状況を改善

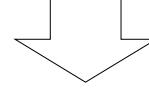
[年収差（定年引上げ教員－暫定再任用フルタイム教員）]

R 7 改定前88万円 → R 7 改定後90万円 (d-e) → 今回の処遇改善案22万円 (d-f)

区分	定年前教員 (60歳)	定年引上げ教員 (61歳～定年)	暫定再任用フルタイム 教員 (定年～65歳)
職・勤務形態	教諭（担任）・フルタイム ※職務内容は変わらない		
給与 ※1	給料等※2	533万円	373万円
	期末・勤勉手当	220万円 (年間4.50月)	154万円 (年間4.50月)
	計（年収）	753万円	527万円 …d
			362万円
			75万円 (年間2.35月)
			437万円 …e

※1 令和7年改定後

※2 教職調整額は5%（令和8年1月改定案の率）で試算



【今回の処遇改善】 期末・勤勉手当の引上げ後（4.50月）	
計（年収）	505万円 …f

2 市町村立学校の再任用教職員の期末手当等

市町村立学校の再任用教職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定により、県立学校の教職員と同じ取扱いとなる。

再任用教職員の期末手当及び勤勉手当（県立学校及び市町村立学校）

	フルタイム		短時間勤務
	学校勤務	学校以外※勤務	
教育職員 (教育職給料表適用者)	現行2.35月 →改定後4.50月		現行2.35月
教育職員以外の職員 (教育職給料表適用者以外)			→改定後3.35月

※教育庁及び教育センター等の教育機関

公の施設の指定管理者の指定について

1 対象施設及び指定管理者の業務等

議案番号	第157号	第158号
施設名	島根県立古墳の丘古曽志公園	島根県立古代出雲歴史博物館
所在地	松江市吉曽志町	出雲市大社町
主な業務	施設及び設備の使用許可、使用料の徴収及び維持管理業務等	観覧料の徴収、誘客・広報、施設の維持管理等
指定する期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで（5年間）	同左
公募額	45,115千円	1,862,764千円

2 指定管理者候補の選定

施設名	島根県立古墳の丘古曽志公園	島根県立古代出雲歴史博物館
応募者数	2者	1者
応募者	株式会社 さんびる 株式会社 江友	ミュージアムいちばた（一畠電気鉄道・近畿日本ツーリスト共同事業体）
応募額	45,115千円	1,862,764千円
選定方法	令和7年10月に指定管理者候補選定委員会（委員5名）による面接審査を実施	同左
審査状況	提出された事業計画を審査し、条例で定められた指定基準を満たす者と判断	同左
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者選定委員会による評価の結果、最高点を獲得し、かつ、各評価項目とも標準以上である。 ・ 現状の問題点が細かく分析され、改善案を示し、施設利用者への快適な環境づくりのための提案がなされている。 ・ 地域の団体や地域住民と積極的に交流・連携していく意欲が見受けられる。また、子どもから高齢者まで、幅広い世代の公園利用に取り組む計画を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理制度の目的である利用者サービスの向上を図る計画となっており、それを行うための人員も確保されている。これまでの指定管理における誘客・広報の取組に加え、SNSなどによる効果的な情報発信により、更なる誘客を促進することができる。 ・ 施設の維持管理及び危機管理・コンプライアンス体制について、継続して安定した管理を行う体制が整っており、適切な管理が期待できる。
選定結果	株式会社さんびるを指定管理者候補に選定	応募者を指定管理者候補に選定

**令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号） [関係分]
 (令和7年11月補正予算)
 (教育委員会)**

1 補正予算の概要

(単位：千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	71,906,137	58,479,521	110,729	94,852	72,016,866	58,574,373
給与費	71,691,649	58,265,033	110,729	94,852	71,802,378	58,359,885
給与費以外	214,488	214,488			214,488	214,488
教育施設課	1,588,761	1,217,715			1,588,761	1,217,715
学校企画課	7,497,060	5,034,869			7,497,060	5,034,869
学校教育課	1,114,662	852,137			1,114,662	852,137
教育連携推進課	1,791,097	687,501			1,791,097	687,501
特別支援教育課	1,600,322	1,331,429			1,600,322	1,331,429
保健体育課	671,401	644,860			671,401	644,860
社会教育課	847,955	513,453			847,955	513,453
人権同和教育課	89,634	72,623			89,634	72,623
文化財課	1,393,966	991,894	327	327	1,394,293	992,221
福利課	245,601	197,042			245,601	197,042
合計	88,746,596	70,023,044	111,056	95,179	88,857,652	70,118,223

※給与費は全額総務課で計上

2 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要																					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源																
教育庁総務課	71,906,137	110,729	72,016,866	15,877					94,852																
職員給与費	71,691,649	110,729	71,802,378																						
				<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、教員の処遇改善を実施</p> <p>[主な内容]</p> <p>1 教職調整額の段階的引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用日</th> <th>教職調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>R8.1.1</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>R9.1.1</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>R10.1.1</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>R11.1.1</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>R12.1.1</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>R13.1.1</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理職への本給加算 教職調整額が支給されない校長等の管理職について、本給への加算</p> <p>3 義務教育等教員特別手当の見直し ①教職調整額の引上げ等を踏まえ、現行の手当額を2/3程度に縮減 ②学級担任加算の新設 3,000円/月 ※複数の教員で担任する場合 1,500円/月</p>						適用日	教職調整額	現行	4%	R8.1.1	5%	R9.1.1	6%	R10.1.1	7%	R11.1.1	8%	R12.1.1	9%	R13.1.1	10%
適用日	教職調整額																								
現行	4%																								
R8.1.1	5%																								
R9.1.1	6%																								
R10.1.1	7%																								
R11.1.1	8%																								
R12.1.1	9%																								
R13.1.1	10%																								
文化財課	1,393,966	327	1,394,293						327																
風土記の丘事業費	75,316	327	75,643	<p>令和8年4月1日に実施する使用料の額の改定に伴う料金掲示物の更新を実施 [対象施設] 八雲立つ風土記の丘</p>																					

3 債務負担行為

(単位：千円)

事項		期間	限度額	課名
1	古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	令和8年度～令和12年度	45,115	文化財課
2	古代出雲歴史博物館管理運営事業費	令和8年度～令和12年度	1,862,764	文化財課

令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

【 】内は対前年度比
全国との比較は国公私立

I 島根県の調査結果の概要

※ 義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に数値を計上

1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

(1) 公立小学校・中学校・高等学校の合計は670件【+49件】、1,000人あたりの発生件数は10.5件【+0.9件】。

発生件数、1,000人あたりの発生件数いずれも前年度と比べ増加となっている。

県内国公私立1,000人あたりの発生件数（10.2件）は、全国平均の10.4件を下回っている。

(2) 校種別では、小学校では431件【+48件】、中学校では218件【+2件】、高等学校では21件【▲1件】。

2 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の認知件数の合計は3,878件【+351件】、1,000人あたりの認知件数は59.8件【+6.0件】。

認知件数、1,000人あたりの認知件数いずれも4年連続の増加。

県内国公私立1,000人あたりの認知件数（58.5件）は、全国平均の61.3件を下回っている。

(2) 校種別では、小学校では2,181件【+152件】、中学校では1,345件【+161件】、高等学校では255件【▲2件】、特別支援学校では97件【+40件】。

3 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

(1) 公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,401人【+118人】、1,000人あたりの人数は48.9人【+3.0人】。

不登校児童生徒数、1,000人あたりの人数ともに9年連続の増加。

県内国公私立1,000人あたりの人数（48.8人）は、全国平均の38.6人を上回っている。

(2) 校種別では、小学校では1,052人【+78人】、中学校では1,349人【+40人】。

4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

(1) 公立高等学校の不登校生徒数は284人【▲23人】、1,000人あたりの人数は21.7人【▲1.5人】。

不登校生徒数、1,000人あたりの人数とも前年度と比べ減少した。

県内国公私立1,000人あたりの人数（26.8人）は、全国平均の23.3人を上回っている。

(2) 前年度と比べ、全日制では減少したが、定時制では増加した。

5 高等学校中途退学者等の状況（公立）

- (1) 公立高等学校の中途退学者数は82人【▲16人】。在籍者数に対する割合は0.6%【▲0.1%】。

中途退学者数は前年度と比べ減少した。

県内国公私立の在籍者数に対する割合（0.6%）は、全国平均の1.4%を下回っている。

- (2) 課程別では、全日制46人【+4人】、定時制12人【▲9人】、通信制24人【▲11人】。

II 島根県の対応（公立学校）

島根県では、教育活動全体を通じて、児童生徒が他者を思いやり、傷つけない人に育つことを意識した日常の働きかけや校内の雰囲気づくりを推進している。

そのうえで、生徒指導上の個別の課題に対して、以下の取組を進めている。

1 暴力行為

暴力行為の背景には、児童生徒を取り巻く様々な要因が存在しており、それらを教職員が多面的かつ客観的に理解し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を行っている。

県内の小学校・中学校では、ここ数年、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況が散見されている。この背景には、相手の意図やその場の状況を理解することや、相手に自分の気持ちを言葉で伝えることが難しい児童生徒が、衝動的に人や物にあたってしまうなどの場合が多いと考えられる。

このような課題に対し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と意見交換を行い、その背景を把握したうえで、学校全体で共通理解を図り、児童生徒一人ひとりに応じた指導につなげていくことの重要性を教職員へ伝えしていく。

2 いじめ

いじめを認知した場合には、いじめを訴える児童生徒の安全確保を最優先とし、いじめ防止対策推進法や各学校のいじめ防止基本方針に基づき、迅速に対応するとともに、いじめを訴える児童生徒が状況の改善を実感できるよう、きめ細かな支援につなげていくことを学校に求めている。そのために、平時からの備えとして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した学校いじめ対策組織の体制整備や見直しを推進し、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応が重要であることを、引き続き学校へ伝えていく。

また、教職員に対しては、相談することができなかつたいじめが存在しているかもしれないという視点をもちながら、日々の健康観察、アンケート調査、面談などを実施し、いじめの兆候を見逃さないようにすることに加え、児童生徒や保護者にとって相談しやすい校内体制を整備することや、学校外の相談窓口を積極的に紹介することなどを促していく。

3 不登校

児童生徒の抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校には、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援が求められている。

未然防止の取組としては、すべての児童生徒が、安心して過ごせる魅力ある学校・学級づくり、授業づくりを推進している。また、児童生徒や保護者が、相談したいタイミングで相談できるよう、学校内はもとより、学校外の相談窓口についても、広く周知している。

全国の傾向と同様に、不登校児童生徒の割合は増加傾向にあるものの、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は、全国平均よりも低い状況にある。このことは、本県の教職員が、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて丁寧に関わった成果であり、不登校支援における強みであると考えている。

令和6年3月に実施した「不登校に関するアンケート調査」の結果により、不登校を経験したことがあると回答した児童生徒本人の受けとめとしては、不登校の要因やきっかけは、人間関係に起因するものが多い傾向があり、学校との認識には違いがあることがわかつている。児童生徒が教室に入りづらかったり、欠席し始めたりする背景には、人間関係の悩みが隠れているかもしれないという視点を持つことの大切さを、引き続き教職員へ伝えていく。

学校では、一人一台端末を活用し、授業や音楽会・運動会などの行事の配信、授業の教材の提供、児童生徒と教員との面談などを行い、学んだり、学校とつながったりできる環境を整えている。公立高校では、登校しづらい生徒に対し、全日制課程や定時制課程においても、通信教育の実施に取り組んでいる。また、令和8年度の入学者選抜から、入学後の学校での学びに意欲がある生徒が、自ら主体的に判断し、出願できるよう、一般入学者選抜と第2次募集で、長期欠席者等に配慮した選抜方式を新たに導入した。

市町村では、教室に入りづらい児童生徒に対して、校内での教室以外の居場所として校内教育支援センターを設け、学習や相談の支援を行う支援員を配置しているほか、登校することが難しい児童生徒に対しては、校外の居場所である教育支援センターを中心に、学びの機会や居場所の提供、家庭への訪問支援などが行われている。県は、その取組に財政支援を行っている。

4 中途退学

キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的自立に向けた資質・能力を身に付けられるよう、学校へ働きかけている。

また、中途退学した場合のリスクとして、高校卒業の資格を前提としている多くの職業、大学や専門学校などへの将来の選択肢が少なくなったり、引きこもり状態になったりする可能性もあることから、未然防止や早期に気づくことの重要性も学校に伝えている。

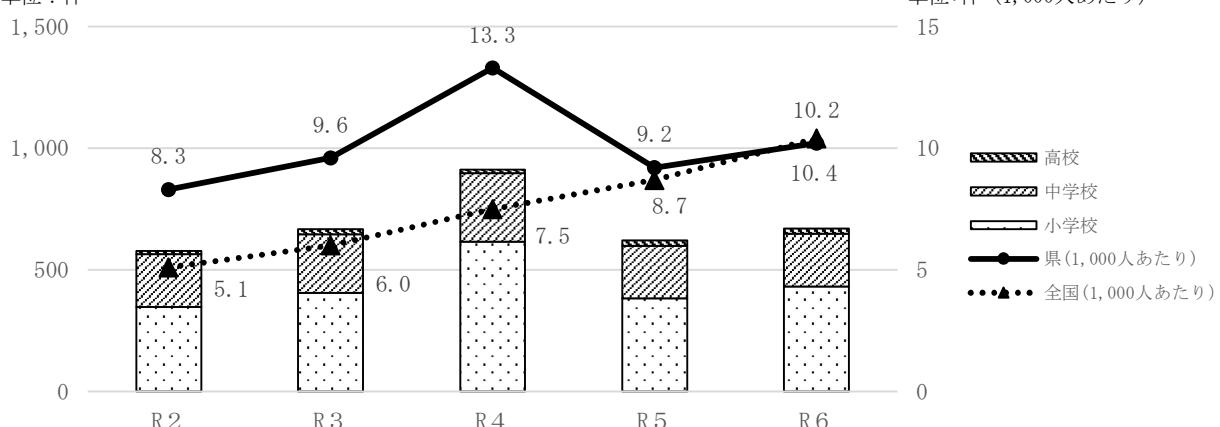
学校では、やむを得ず中途退学を選択した生徒に対して、退学後の学業の継続や進学・就職の支援などについて、校内で情報を共有し、進路に関する窓口や制度を紹介するなど、一人ひとりに応じた支援を行っている。

III 島根県の調査結果

1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

	小学校 発生件数 (1,000人あたり)	中学校 発生件数 (1,000人あたり)	高等学校 発生件数 (1,000人あたり)	合計 発生件数 (1,000人あたり)	県(国公私立) 発生件数 (1,000人あたり)	全国(国公私立) 発生件数 (1,000人あたり)
R 2	347 (10.2)	217 (12.8)	14 (0.9)	578 (8.7)	591 (8.3)	(5.1)
R 3	406 (12.0)	240 (14.0)	21 (1.4)	667 (10.2)	679 (9.6)	(6.0)
R 4	616 (18.3)	282 (16.7)	14 (0.9)	912 (14.0)	932 (13.3)	(7.5)
R 5	383 (11.6)	216 (13.0)	22 (1.5)	621 (9.6)	639 (9.2)	(8.7)
R 6	431 (13.3)	218 (13.1)	21 (1.4)	670 (10.5)	699 (10.2)	(10.4)

単位：件



2 暴力行為の形態別内訳（公立小学校・中学校・高等学校）※（ ）内数値…前年度

① 対教師暴力 加害児童生徒数	140 件 (115) 64 人 (65)	[小 中 高] [小 中 高] [(95) (49) (19)]	116 (95) 45 (49) 23 (19)	中 高 1 (1)] 18 (15) 1 (1)]
② 生徒間暴力 加害児童生徒数	366 件 (338) 330 人 (340)	[小 中 高] [小 中 高] [(178) (181) (147)]	215 (178) 185 (181) 133 (147)	中 高 18 (13)] 128 (144) 17 (15)]
③ 対人暴力 加害児童生徒数	2 件 (3) 2 人 (3)	[小 中 高] [小 中 高] [(1) (1) (0)]	2 (1) 2 (1) 0 (0)	中 高 0 (2)] 0 (0) 0 (2)]
④ 器物損壊 加害児童生徒数	162 件 (165) 163 人 (179)	[小 中 高] [小 中 高] [(109) (112) (50)]	98 (109) 85 (112) 62 (50)	中 高 2 (6)] 76 (61) 2 (6)]

※ ①～④の「加害児童生徒数」は、各区分ごとに実人数を計上

3 暴力行為の加害児童生徒の学年別内訳（公立小学校・中学校・高等学校）

(人)

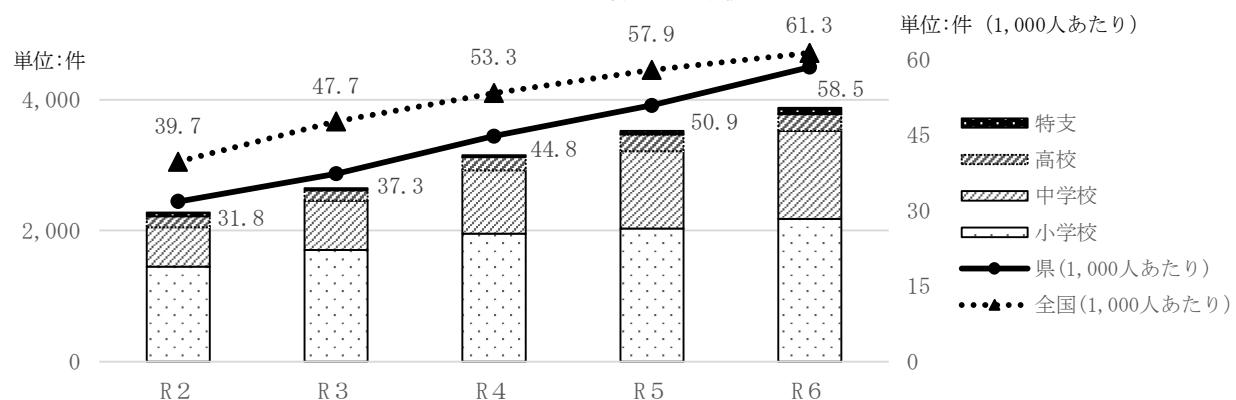
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	合計
R 4	60	65	91	89	99	106	115	99	57	6	5	4	796
R 5	36	67	63	38	68	57	111	58	49	5	16	3	571
R 6	23	41	56	61	67	46	89	96	35	5	10	4	533

※ 暴力行為を行った児童生徒の実人数を計上

4 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

	小学校 認知件数 (1,000人あたり)	中学校 認知件数 (1,000人あたり)	高等学校 認知件数 (1,000人あたり)	特別支援学校 認知件数 (1,000人あたり)	合計 認知件数 (1,000人あたり)	県(国公私立) 認知件数 (1,000人あたり)	全国(国公私立) 認知件数 (1,000人あたり)
R 2	1,452 (42.6)	603 (35.5)	164 (10.8) ※ 162 (11.7)	63 (63.8)	2,282 (33.9) ※ 2,280 (34.6)	2,305 (31.8)	(39.7)
R 3	1,704 (50.4)	755 (44.1)	154 (10.4) ※ 152 (11.4)	37 (38.0)	2,650 (39.7) ※ 2,648 (40.6)	2,672 (37.3)	(47.7)
R 4	1,954 (58.2)	970 (57.4)	199 (13.5) ※ 199 (15.0)	29 (29.2)	3,152 (47.6) ※ 3,152 (48.7)	3,187 (44.8)	(53.3)
R 5	2,029 (61.2)	1,184 (71.2)	257 (17.4) ※ 257 (19.5)	57 (58.8)	3,527 (53.8) ※ 3,527 (55.1)	3,587 (50.9)	(57.9)
R 6	2,181 (67.1)	1,345 (81.0)	255 (17.4) ※ 253 (19.3)	97 (92.7)	3,878 (59.8) ※ 3,876 (61.3)	4,089 (58.5)	(61.3)

※は通信制高校を含まない数値



5 いじめの認知件数の学年別内訳（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

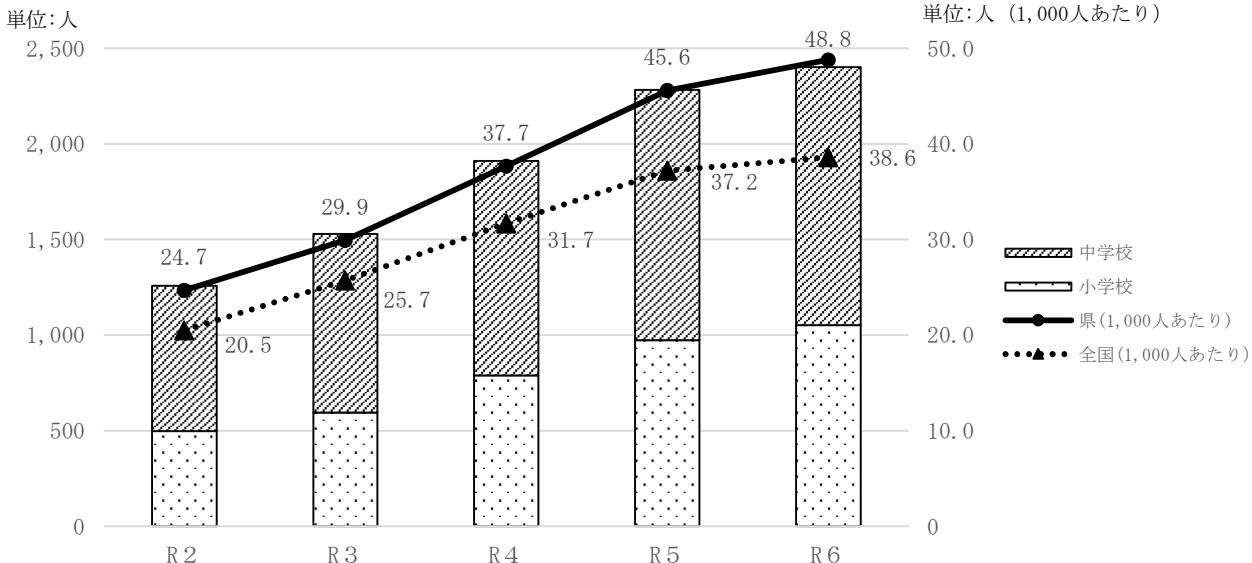
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特支	合計
R 4	246	271	347	337	410	343	456	333	181	103	63	33	29	3,152
R 5	247	349	351	373	391	318	680	314	190	131	75	51	57	3,527
R 6	235	337	388	430	449	342	700	444	201	126	83	46	97	3,878

6 いじめの発見のきっかけ（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

	学級担任 が発見し た。	学級担任 以外の教 職員が発 見した。	養護教諭 が発見し た。	スクール カウンセ ラー等の 相談員が 発見し た。	アンケー ト調査な ど学校の 取組によ り発見し た。	本人か らの訴え	当該児童 生徒(本 人)の保 護者から の訴え	児童生徒 (本人を 除く。) からの情 報	保護者 (本人の 保護者を 除く。) からの情 報	地域の住 民から の情報	学校外 の関係機 関(相談 機関を含 む。)か らの情報	その他 (匿名に よる投書 など)	合計	
	学校の教職員等が発見した。(1,143件)										学校の教職員以外からの情報により発見した。(2,384件)			
R 5	小	371	125	13	3	15	713	525	198	37	15	12	2	2,029
	中	209	206	36	2	42	365	179	109	19	7	10	0	1,184
	高	5	6	2	2	84	98	22	26	10	0	0	2	257
	特	9	10	0	0	3	26	4	3	0	0	1	1	57
計		594	347	51	7	144	1,202	730	336	66	22	23	5	3,527
	学校の教職員等が発見した。(1,172件)										学校の教職員以外からの情報により発見した。(2,706件)			
R 6	小	365	170	14	4	23	723	588	225	46	6	16	1	2,181
	中	169	232	29	1	50	520	205	105	18	6	3	7	1,345
	高	14	6	1	0	54	107	28	23	20	0	1	1	255
	特	9	19	0	0	12	40	10	4	2	0	1	0	97
計		557	427	44	5	139	1,390	831	357	86	12	21	9	3,878

7 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

	小学校 不登校児童数 (1,000人あたり)	中学校 不登校生徒数 (1,000人あたり)	合 計 (1,000人あたり)	県(国公私立) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり)	全国(国公私立) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり)
R 2	498 (14.6)	759 (44.7)	1,257 (24.6)	1,283 (24.7)	(20.5)
R 3	595 (17.6)	933 (54.5)	1,528 (30.0)	1,551 (29.9)	(25.7)
R 4	788 (23.5)	1,123 (66.5)	1,911 (37.9)	1,937 (37.7)	(31.7)
R 5	974 (29.4)	1,309 (78.7)	2,283 (45.9)	2,315 (45.6)	(37.2)
R 6	1,052 (32.4)	1,349 (81.3)	2,401 (48.9)	2,445 (48.8)	(38.6)



8 理由別長期欠席者数（公立小学校）

◆小数点第3位を四捨五入し、有効数字が小数点第2位までとなっている。

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計
R 4	33,573	58 (0.17%)	0 (0%)	788 (2.35%)	54 (0.16%)	1,048 (3.12%)
R 5	33,140	66 (0.20%)	1 ◆(0.00%)	974 (2.94%)	—	75 (0.23%) 1,116 (3.37%)
R 6	32,493	81 (0.25%)	0 (0%)	1,052 (3.24%)	—	77 (0.24%) 1,210 (3.72%)

※ 「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の児童を計上

※ R 2～R 4のみ「新型コロナウイルスの感染回避」あり

9 理由別長期欠席者数（公立中学校）

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計
R 4	16,886	83 (0.49%)	0 (0%)	1,123 (6.65%)	55 (0.33%)	83 (0.49%) 1,344 (7.96%)
R 5	16,640	82 (0.49%)	0 (0%)	1,309 (7.87%)	—	16 (0.10%) 1,407 (8.46%)
R 6	16,603	104 (0.63%)	0 (0%)	1,349 (8.13%)	—	16 (0.10%) 1,469 (8.85%)

※ 「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の生徒を計上

※ R 2～R 4のみ「新型コロナウイルスの感染回避」あり

10 不登校児童生徒の欠席期間別実人数（公立小学校・中学校）

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合（小数点第2位を四捨五入）

	県	(1) 欠席日数30～89日				構成比 (%)	(2) 欠席日数90日以上で出席日数11日以上	構成比 (%)	(3) 欠席日数90日以上で出席日数1～10日	構成比 (%)	(4) 欠席日数90日以上で出席0日	構成比 (%)	不登校児童生徒数	
		(1)-1 欠席日数30～49日	構成比 (%)	(1)-2 欠席日数50～89日	構成比 (%)									
R 2	県	—	—	—	—	620	49.3	476	37.9	106	8.4	55	4.4	1,257
	全国	—	—	—	—	88,356	45.1	82,203	41.9	17,307	8.8	8,261	4.2	196,127
R 3	県	—	—	—	—	744	48.7	620	40.6	110	7.2	54	3.5	1,528
	全国	—	—	—	—	110,285	45.0	106,922	43.7	19,187	7.8	8,546	3.5	244,940
R 4	県	—	—	—	—	903	47.3	795	41.6	144	7.5	69	3.6	1,911
	全国	—	—	—	—	133,379	44.6	133,702	44.7	22,353	7.5	9,614	3.2	299,048
R 5	県	649	28.4	494	21.6	1,143	50.1	928	40.6	139	6.1	73	3.2	2,283
	全国	77,426	22.3	78,664	22.7	156,090	45.0	154,124	44.5	25,537	7.4	10,731	3.1	346,482
R 6	県	657	27.4	582	24.2	1,239	51.6	949	39.5	140	5.8	73	3.0	2,401
	全国	80,831	22.8	81,181	22.9	162,012	45.8	154,370	43.6	26,732	7.6	10,856	3.1	353,970

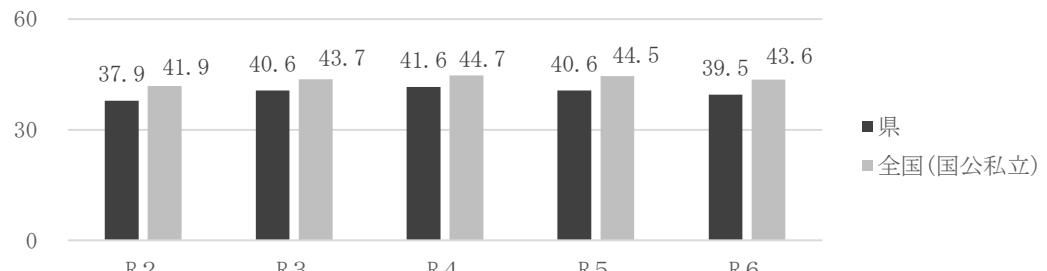
※ 令和5年度調査から、欠席日数50日以上の項目が追加

注：全国の数値は、国公私立小学校・中学校の合計

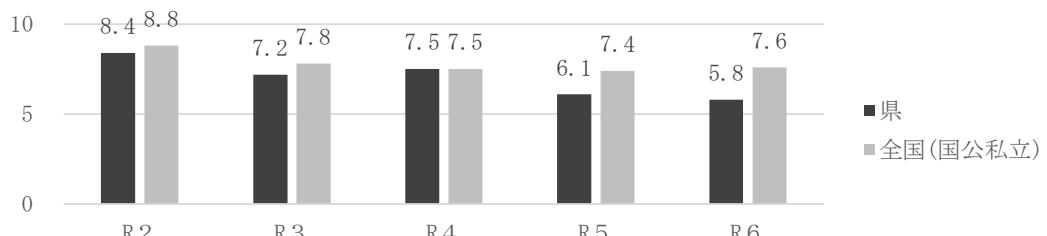
(1) 不登校児童生徒のうち欠席日数30～89日の者の割合 (%)



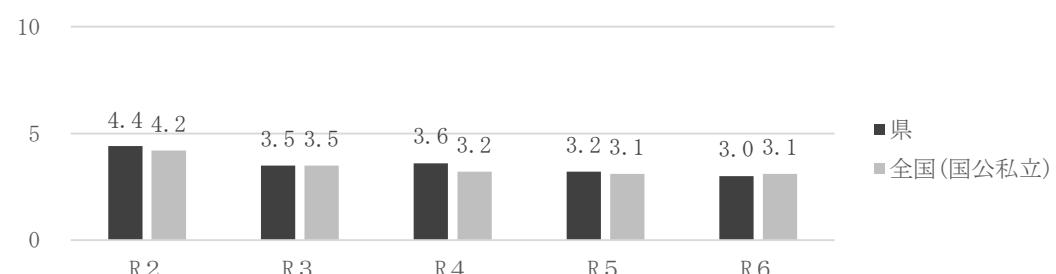
(2) 不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者の割合 (%)



(3) 不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者の割合 (%)



(4) 不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席0日の者の割合 (%)



11 不登校児童生徒の学年別内訳（公立小学校・中学校）(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
R 4	58	70	108	144	183	225	321	436	366	1,911
R 5	71	122	141	165	220	255	375	455	479	2,283
R 6	53	106	180	211	218	284	399	497	453	2,401

12 不登校児童生徒について把握した事実（公立小学校・中学校）(人)

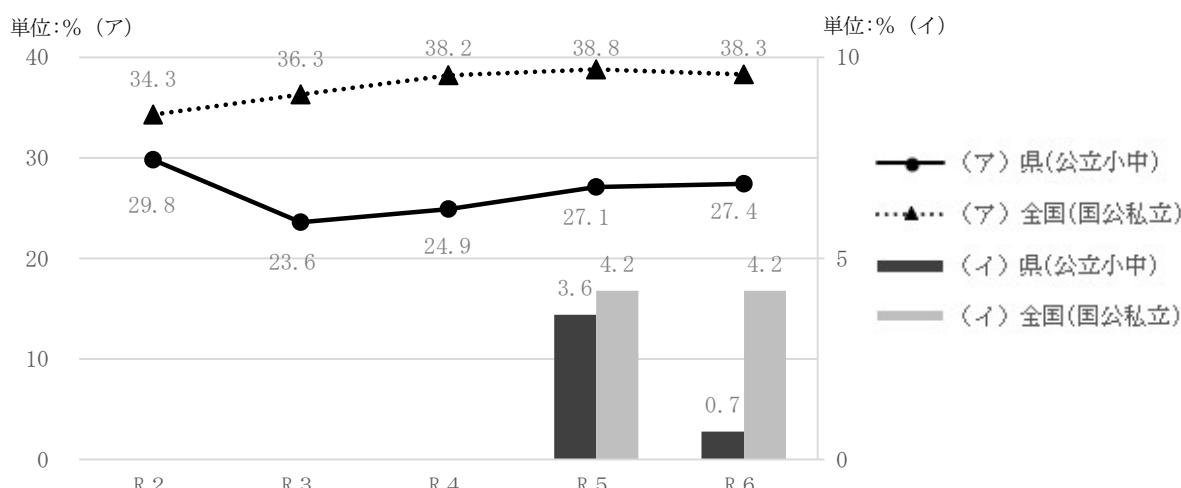
区分	いじめの被害の情報や相談があつた。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	左記に該当なし
		題いじめの情報被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	相談員が員との関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	ら学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があつた。	入相談が転編入学、進級時の不適応によった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があつた。	相親子があつた。	た生活リズムの不調に関する相談があつた。	あつそび、非行に関する情報や相談があつた。	相学校があつた。	不安・抑うつの相談があつた。	育障的支援への求めや相談があつた。	め個別相配慮があつた。	3以外についての求		
R 5	小学校	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	25	84	46	118	18	38	70	149	246	17	298	249	113	161	
		不登校児童数（974人）に対する割合	2.6%	8.6%	4.7%	12.1%	1.8%	3.9%	7.2%	15.3%	25.3%	1.7%	30.6%	25.6%	11.6%	16.5%	
	中学校	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	19	161	27	158	15	40	57	111	305	38	396	228	107	106	
		不登校生徒数（1309人）に対する割合	1.5%	12.3%	2.1%	12.1%	1.1%	3.1%	4.4%	8.5%	23.3%	2.9%	30.3%	17.4%	8.2%	8.1%	

R 6	小学校	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	35	128	47	161	22	36	104	157	220	9	318	246	133	110	145
		不登校児童数（1052人）に対する割合	3.3%	12.2%	4.5%	15.3%	2.1%	3.4%	9.9%	14.9%	20.9%	0.9%	30.2%	23.4%	12.6%	10.5%	13.8%
	中学校	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	43	191	23	225	31	55	64	93	317	32	399	288	109	79	79
		不登校生徒数（1349人）に対する割合	3.2%	14.2%	1.7%	16.7%	2.3%	4.1%	4.7%	6.9%	23.5%	2.4%	29.6%	21.3%	8.1%	5.9%	5.9%

※ R 6から区分に「左記に該当なし」が追加

13 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合 … (ア)

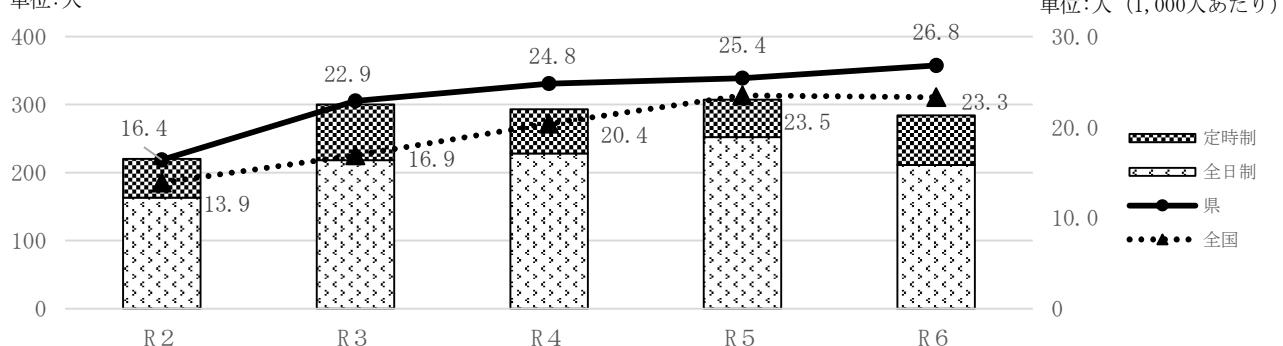
(ア) のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合 … (イ)



14 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

	全 日 制 不登校生徒数 (1,000人あたり)	定 時 制 不登校生徒数 (1,000人あたり)	合 計 (1,000人あたり)	県(国公私立) 不登校生徒数 (1,000人あたり)	全国(国公私立) 不登校生徒数 (1,000人あたり)
R 2	163 (12.1)	57 (164.3)	220 (16.0)	290 (16.4)	(13.9)
R 3	218 (16.7)	82 (250.0)	300 (22.5)	392 (22.9)	(16.9)
R 4	228 (17.7)	65 (182.1)	293 (22.1)	421 (24.8)	(20.4)
R 5	252 (19.6)	55 (144.4)	307 (23.2)	427 (25.4)	(23.5)
R 6	211 (16.7)	73 (170.2)	284 (21.7)	445 (26.8)	(23.3)

単位:人



15 高等学校の理由別長期欠席者数（全日制及び定時制課程）

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計
R 4	13,255	104 (0.78%)	0 (0%)	293 (2.21%)	68 (0.51%)	63 (0.48%) 528 (3.98%)
R 5	13,212	94 (0.71%)	0 (0%)	307 (2.32%)	—	32 (0.24%) 433 (3.28%)
R 6	13,089	106 (0.81%)	0 (0%)	284 (2.17%)	—	36 (0.28%) 426 (3.25%)

※ 「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の生徒を計上

※ R 2～R 4のみ「新型コロナウイルスの感染回避」あり

16 高等学校の不登校生徒の学年別内訳（公立）

(人)

	全 日 制					定 時 制					
	1年生	2年生	3年生	単位制	合計	1年生	2年生	3年生	4年生以上	単位制	合計
R 4	81	78	48	21	228	6	0	2	2	55	65
R 5	82	62	44	64	252	0	0	0	0	55	55
R 6	83	64	33	31	211	1	1	0	0	71	73

17 高等学校の不登校生徒について把握した事実（公立）

(人)

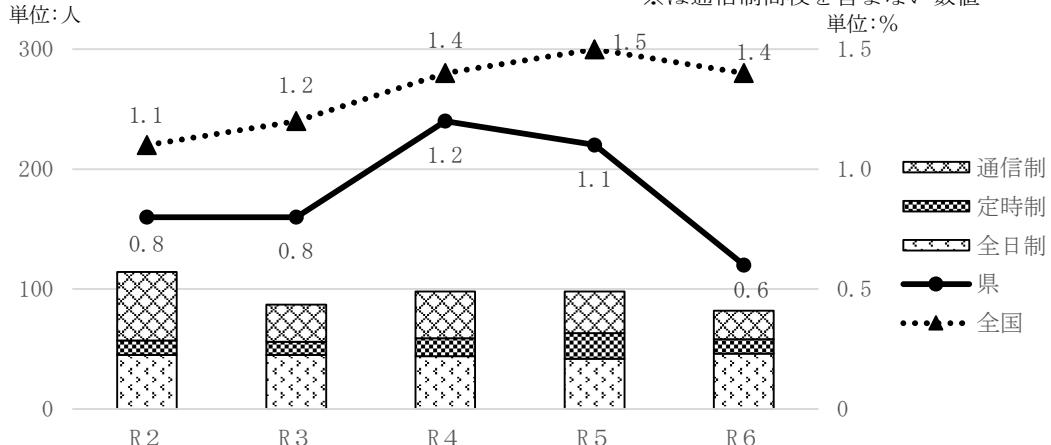
区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
学校種																	
いじめの被害の情報や相談があつた。		題いじめの情報被害や相談があつた。	相談員との関係をめぐる問題の未提出が見られた。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があつた。	入学、進級時の不適応によった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があつた。	相親子の関わり方にに関する問題の情報や相談があつた。	生活リズムの不調に関する相談があつた。	相談が非行に関する情報や相談があつた。	相談が非行に関する情報や相談があつた。	相談が非行に関する情報や相談があつた。	相談が非行に関する情報や相談があつた。	相談が非行に関する情報や相談があつた。	育障害（へいじめの支援の求めや相談がある）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があつた。	個別支援（へいじめの支援の求めや相談がある）についての求めや相談があつた。	
R 5	全日制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	14	15	2	39	1	20	10	19	53	1	90	39	7	4	
		不登校生徒数（252人）に対する割合	5.6%	6.0%	0.8%	15.5%	0.4%	7.9%	4.0%	7.5%	21.0%	0.4%	35.7%	15.5%	2.8%	1.6%	
	定時制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	0	1	0	3	1	9	0	3	22	0	4	12	0	0	
		不登校生徒数（55人）に対する割合	0%	1.8%	0%	5.5%	1.8%	16.4%	0%	5.5%	40.0%	0%	7.3%	21.8%	0%	0%	
R 6	全日制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	7	24	1	63	0	21	10	16	35	2	44	41	7	6	32
		不登校生徒数（211人）に対する割合	3.3%	11.4%	0.5%	29.9%	0%	10.0%	4.7%	7.6%	16.6%	0.9%	20.9%	19.4%	3.3%	2.8%	15.2%
	定時制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	0	7	0	1	0	5	3	5	22	0	48	1	0	0	4
		不登校生徒数（73人）に対する割合	0%	9.6%	0%	1.4%	0%	6.8%	4.1%	6.8%	30.1%	0%	65.8%	1.4%	0%	0%	5.5%

※ R 6 から「左記に該当なし」という調査項目が追加

18 高等学校中途退学者等の状況（公立）

	公立全日制 中途退学者数 (割合)	公立定時制 中途退学者数 (割合)	公立通信制 中途退学者数 (割合)	合計 (割合)	県(国公私立) 中途退学者数 (割合)	全国(国公私立) 中途退学者数 (割合)
R 2	45 (0.3%)	12 (3.5%)	57 (4.0%)	114 (0.7%) ※ 57 (0.4%)	159 (0.8%)	(1.1%)
R 3	45 (0.3%)	11 (3.4%)	31 (2.1%)	87 (0.6%) ※ 56 (0.4%)	142 (0.8%)	(1.2%)
R 4	44 (0.3%)	15 (4.2%)	39 (2.6%)	98 (0.7%) ※ 59 (0.4%)	224 (1.2%)	(1.4%)
R 5	42 (0.3%)	21 (5.5%)	35 (2.2%)	98 (0.7%) ※ 63 (0.5%)	210 (1.1%)	(1.5%)
R 6	46 (0.4%)	12 (2.8%)	24 (1.5%)	82 (0.6%) ※ 58 (0.4%)	118 (0.6%)	(1.4%)

※は通信制高校を含まない数値



しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版骨子案について

1 しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版の概要

- 令和3年2月に策定した「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の計画期間後期の取組の方向性を示す
- 他計画の期間と合わせるため、現行ビジョンの計画期間を1年短縮し、令和11年度までの4年間を計画期間とする

2 しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版骨子案

別紙参照

3 今後のスケジュール

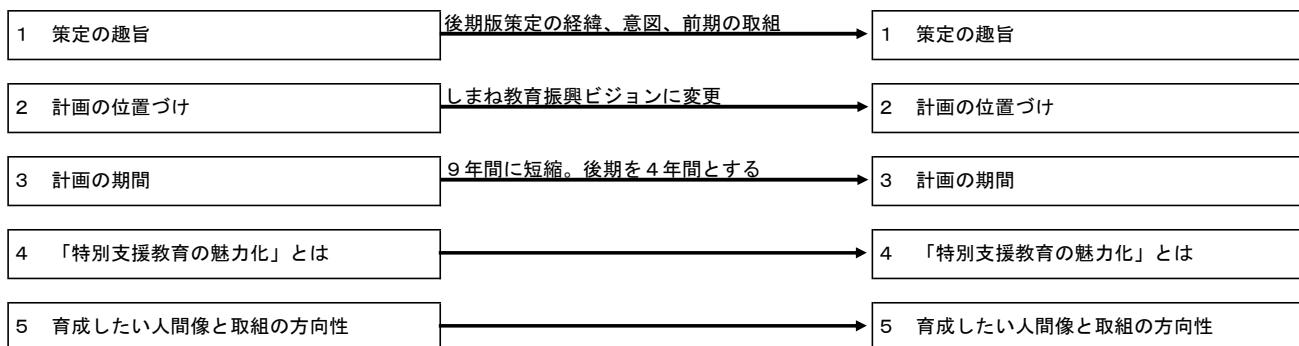
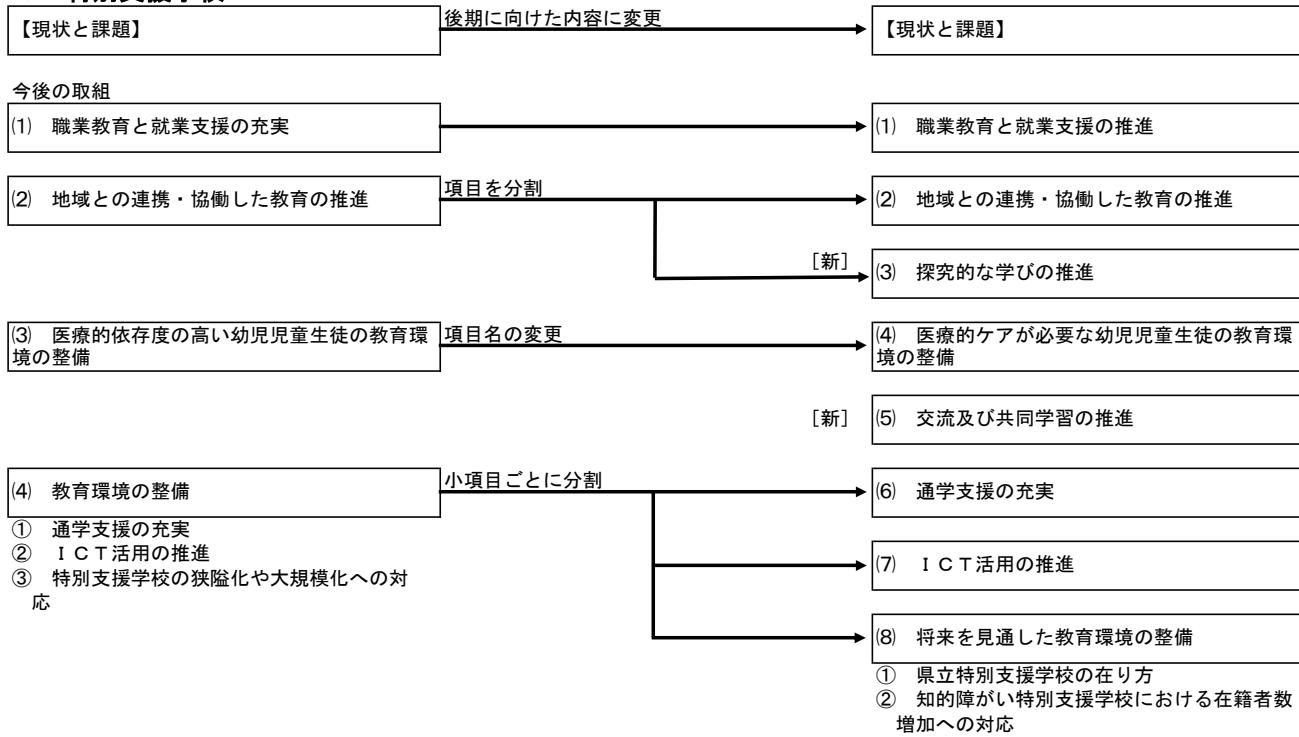
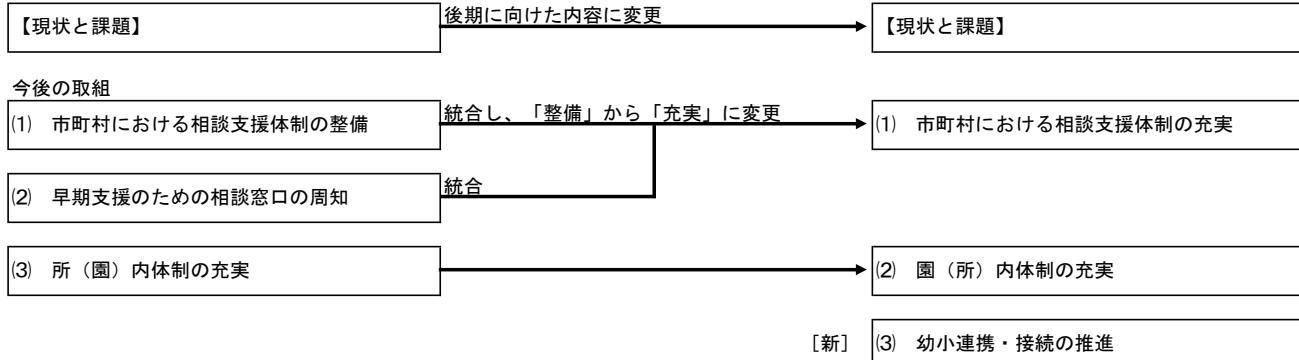
1月 しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版（素案）の報告

2月 しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版（案）の報告

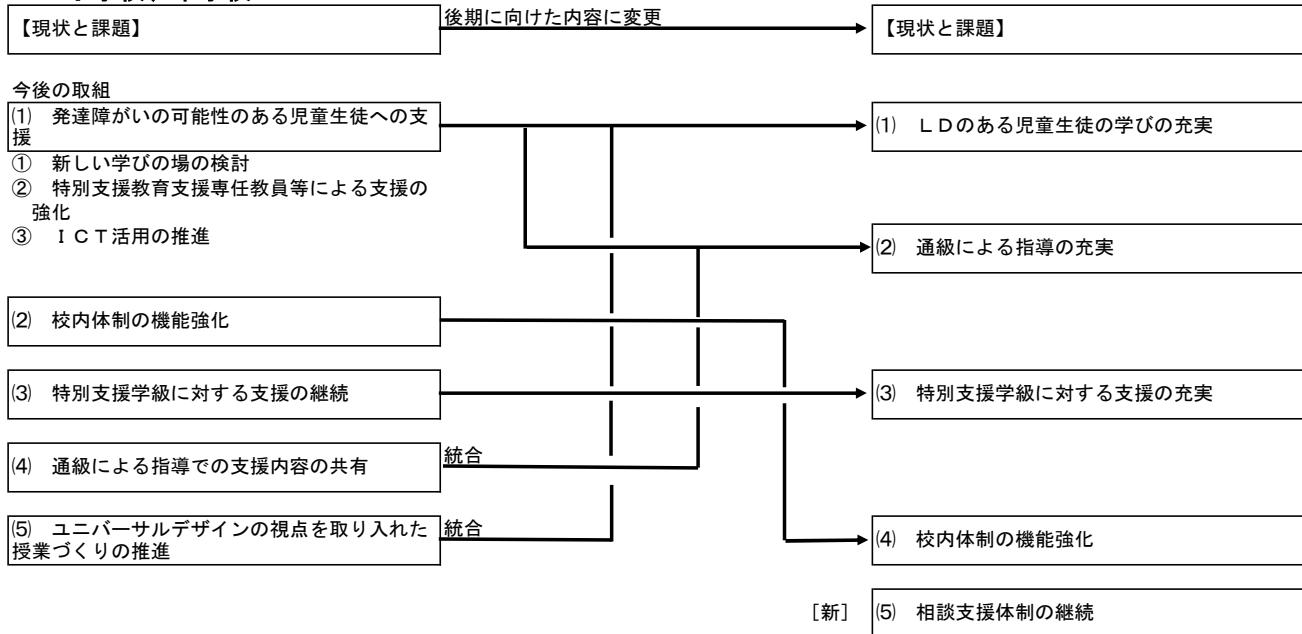
しまね特別支援教育魅力化ビジョン 現行ビジョン記載内容と後期版の記載内容（骨子案）

<現行ビジョン記載内容>

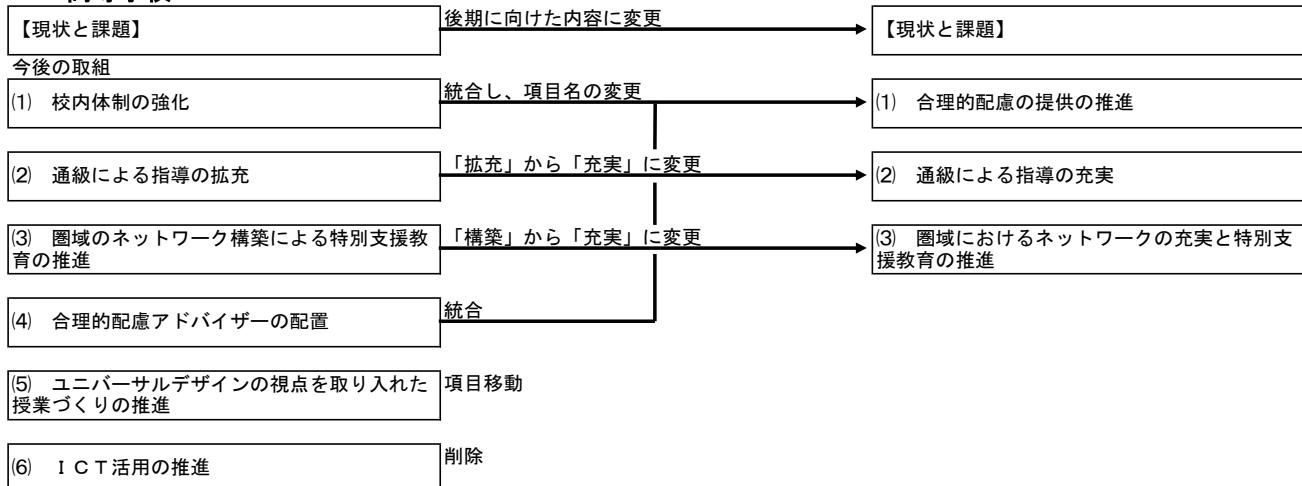
<後期版の記載内容>

I 策定にあたって**II 多様な学びの場における教育環境の充実****1 特別支援学校****2 就学前**

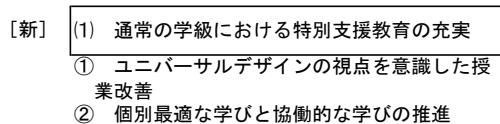
3 小学校、中学校



4 高等学校

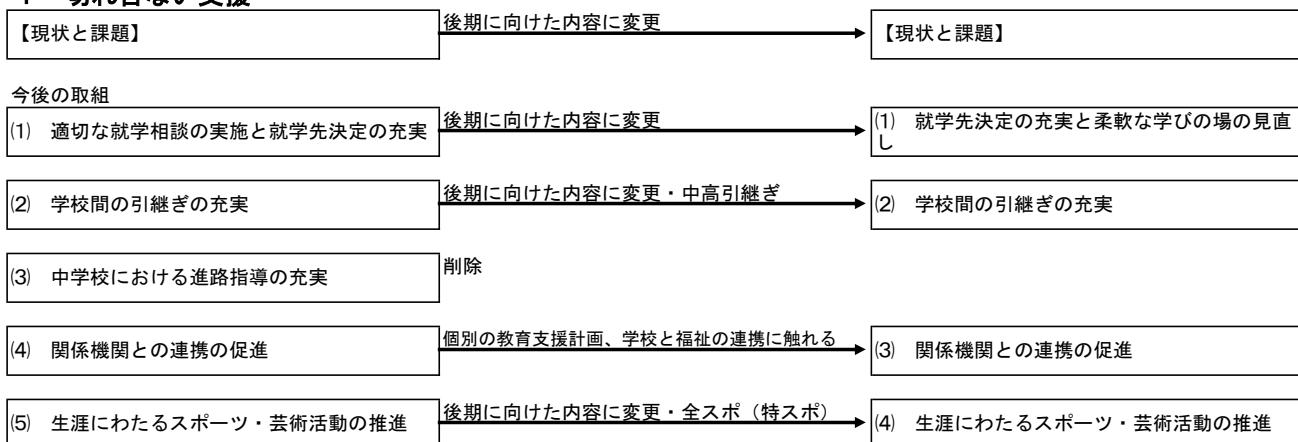


5 小学校、中学校、高等学校共通（新規）

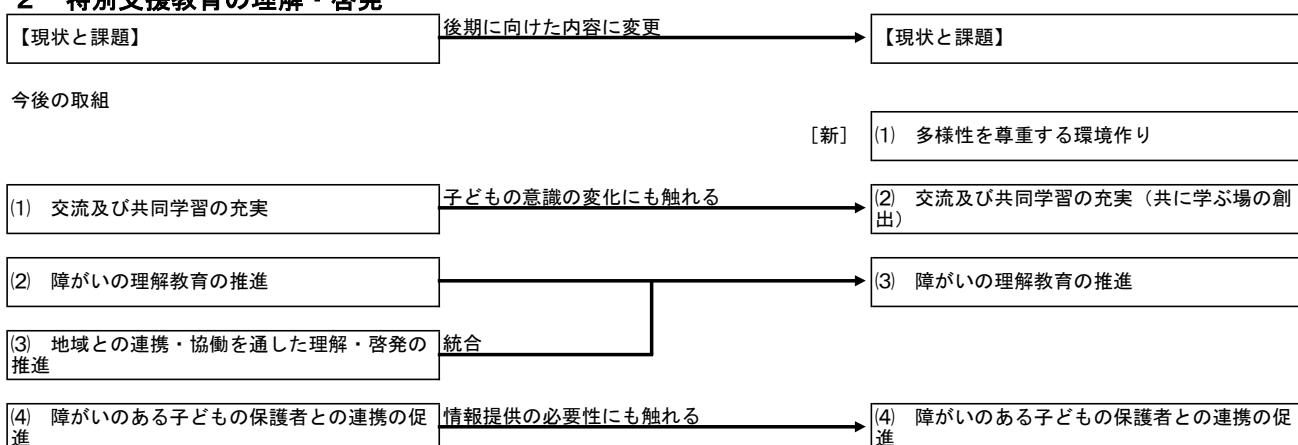


III 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築・充実

1 切れ目ない支援

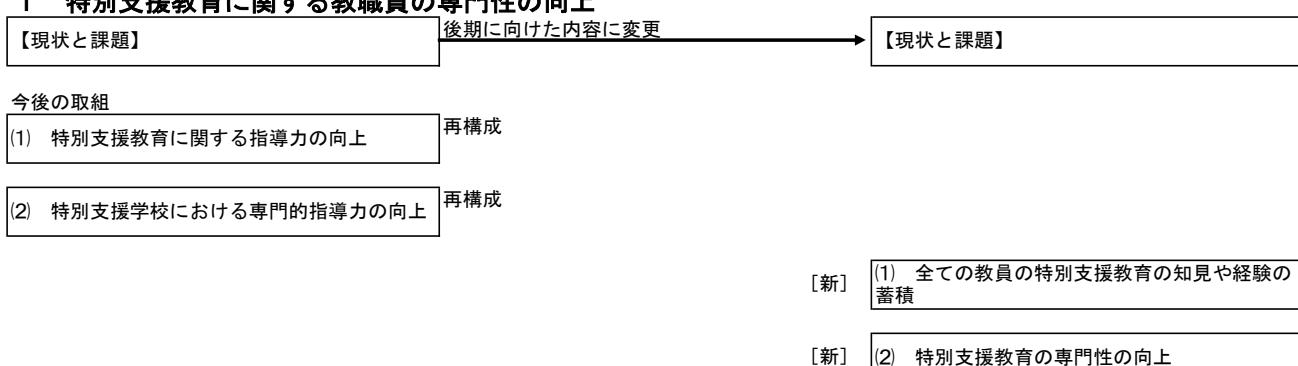


2 特別支援教育の理解・啓発

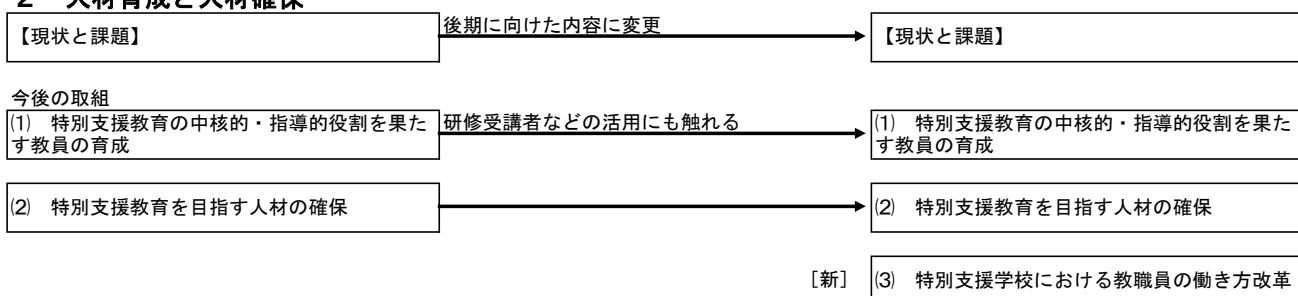


IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上



2 人材育成と人材確保



小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）の対応について

1 令和7年度6月補正予算後の事業概要

(1) 概要

米価格が当初予算編成時に設定した上限を大幅に超えて高騰している状況を踏まえ、給食の質を維持して提供できるよう、市町村に対して公立小中学校の給食用の米の価格上昇分を助成する予算を増額して支援

[助成内容]

給食費のうち令和5年度の一人当たり年間米価格

× 米価上昇率（※87%を上限）× 児童生徒数

〔※島根県における小売価格（コシヒカリ）の上昇率〕

2,101円/5kg（令和5年平均）→3,921円/5kg（令和7年3月）

[助成率]

10/10

(2) 予算額

183,625千円（6月補正予算により58,625千円増額）

2 現時点の予算の執行見込

交付見込額 163,000千円

不用見込額 20,625千円

3 令和7年産新米の契約状況

- 各市町村における今年度下期の米契約単価は、上期（令和6年産米）と比較して多くの市町村で高騰
- この結果、交付金の算定に用いる米価上昇率（令和5→7年度）が上限の87%を超える市町村が半数を超える状況（上期は3市のみ上限超え）

【参考】6市町村が契約する（公財）学校給食会の供給価格（コシヒカリ）

令和5年度 上期（4～10月）：318円/kg、下期（11～3月）：328円/kg

令和6年度 上期（4～10月）：330円/kg、下期（11～3月）：432.5円/kg

令和7年度 上期（4～10月）：530円/kg、下期（11～3月）：759.6円/kg

令和5年度平均：322.17円/kg → 令和7年度平均：625.67円（94.2%増）

4 今年度の対応

(1) 米価上昇率上限の変更

交付金算定に用いる米価上昇率の上限を87%から※105%に変更し、6月補正予算で設定した上限以上に米価が高騰した市町村を支援

〔※島根県における小売価格（コシヒカリ）の上昇率〕

2,101円/5kg（令和5年平均）→4,317円/5kg（令和7年1～9月の平均価格）

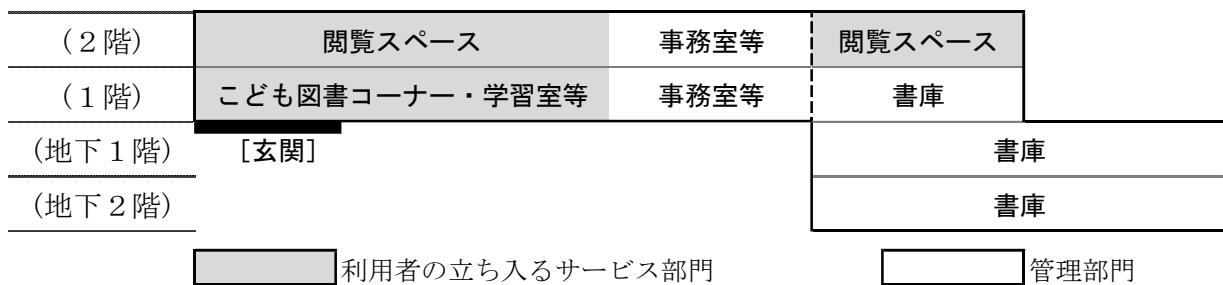
(2) 追加経費（見込）

20,000千円（既定予算で対応）

県立図書館の改修等について

1 施設の概況

	『本館』	『新館』
建築年等	昭和43年（築57年）国登録有形文化財	昭和58年（築42年）
延床面積	3,682.69m ²	2,003.77m ²



2 現状・課題

県立図書館においては、本館は築50年以上、新館においても築40年以上が経過し、老朽化や狭隘化等が顕著

(1) 老朽化

- 空調、給排水衛生、電気など設備の多くが改修の時期を迎えており、故障の都度緊急修繕を繰り返すなど非経済的な状況

(2) 狹隘化等

- 図書や郷土資料など資料の増加に伴い、保存スペースが不足し、今後数年で収容能力が限界に達する見込み
- すでに、書庫で保管すべき資料をサービス部門のスペースで保管せざるを得ないことから、通路幅や書架と書架の間を狭めたり、閲覧スペースを縮小したりなどの支障が生じている。
- 通路幅や書架間が狭く、車椅子利用時の支障や、エレベーターの位置が分かりにくいなど、バリアフリーの面でも課題がある。

3 今後の取組等

- 県立図書館としての機能や役割は大きく変えず、上記課題の解決や利便性の向上を図るため、国の登録有形文化財となっている本館を生かしつつ、現有建物の改修等の検討に着手する。
- 工事期間、事業費などについて、今後検討を進めていく。

文化財（登録有形文化財）の登録について

11月21日（金）に開催された国の文化審議会（島谷弘幸会長）において、県内に所在する建造物1件を登録有形文化財（建造物）へ登録するよう文部科学大臣に答申された。

1 有形文化財（建造物）の概要

- (1) 名 称 旧吉田村尋常高等小学校講堂（吉田町生涯学習交流館）
- (2) 員 数 1棟
- (3) 所 在 地 島根県雲南市吉田町吉田1082-8
- (4) 建築面積 475m²
- (5) 建築年代 昭和12年（1937）/平成6年（1994）移築
- (6) 所 有 者 雲南市
- (7) 特 徴 旧吉田村尋常高等小学校講堂として建てられた、木造平屋建切妻造の建物で北側に半切妻造の玄関が付属する。内部はトラスを用いた無柱の大空間となっており、旧小学校の歴史を伝えるモダンな建物である。



正面外観



講堂内部 正面（西面）

写真提供：雲南市教育委員会

2 評価

登録基準(2)の「造形の規範となっているもの」として評価された。（別紙参照）

3 登録の件数

雲南市内の登録は今回が初であり、答申された建造物が登録された後、県内の登録有形文化財（建造物）の登録件数は、この度の1件を含め、212件となる。

【参考】登録有形文化財について

1 登録対象

重要文化財（国指定文化財）及び地方公共団体指定の文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が特に必要とされるもの

2 登録基準

建設後50年を経過し、かつ、次のいずれかに該当するもの

(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。

例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているもの。

(2) 造形の規範となっているもの

現在又は過去の一時点において、建設行為を行うに当たり、規範として認識されるものをいう。

例えば、建造物を構成する各部の比例や意匠が優れているもの、建設に名のある設計者又は施工者等が携わったもの、後に類型化するものの初期の作品であるもの、各時代又は類型に特色的にみられる性格を有しているもの。

(3) 再現することが容易でないもの

【略】